

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>別 冊</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 (省 略)</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p> 第 1 節 (省 略)</p> <p> 第 2 節 <u>租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》</u> 関係</p> <p> 第 3 節～第 6 節 (省 略)</p> <p>第 3 章 (省 略)</p> <p>第 4 章 <u>自動車重量税の還付措置等関係</u></p> <p>第 5 章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p> 第 1 節 <u>租特法第91条～第91条の4 共通関係</u></p> <p> 第 2 節 <u>租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》</u> 関係</p> <p> 第 3 節 <u>租特法第91条の2《自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税》</u> 関係</p> <p> 第 4 節 <u>租特法第91条の3《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》</u> 関係</p> <p> 第 5 節 <u>租特法第91条の4《特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の</u></p>	<p>別 冊</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章 (同 左)</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p> 第 1 節 (同 左)</p> <p> 第 2 節 <u>租特法第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》</u> 関係</p> <p> 第 3 節～第 6 節 (同 左)</p> <p>第 3 章 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第 4 章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>○ <u>租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》</u> 関係</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>○ <u>租特法第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》</u> 関係</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="280 248 450 280"><u>非課税》関係</u></p> <p data-bbox="141 395 591 427">第2章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p data-bbox="168 491 898 523">第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係</p> <p data-bbox="159 539 322 571">(用語の意義)</p> <p data-bbox="147 587 1122 667">1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="168 683 405 715">(1)～(6) (省 略)</p> <p data-bbox="168 730 1122 858">(7) <u>特定用途石油製品等</u> 租特法第90条の3の4第1項《特定の<u>石油製品等</u>を特定の運送、<u>農林漁業又は発電</u>の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「<u>特定用途石油製品等</u>」をいう。</p> <p data-bbox="168 874 405 906">(8)～(20) (省 略)</p> <p data-bbox="159 970 293 1002">(数量測定)</p> <p data-bbox="147 1018 1122 1289">3 特定の用途に供する<u>特定用途石油製品等</u>、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p data-bbox="168 1305 1122 1441">(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該</p>	<p data-bbox="1144 395 1594 427">第2章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p data-bbox="1171 491 1901 523">第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係</p> <p data-bbox="1162 539 1326 571">(用語の意義)</p> <p data-bbox="1151 587 2125 667">1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1171 683 1408 715">(1)～(6) (省 略)</p> <p data-bbox="1171 730 2130 858">(7) <u>特定用途石油製品</u> 租特法第90条の3の4第1項《特定の<u>石油製品</u>を特定の運送<u>又は</u>農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「<u>特定用途石油製品</u>」をいう。</p> <p data-bbox="1171 874 1408 906">(8)～(20) (省 略)</p> <p data-bbox="1162 970 1296 1002">(数量測定)</p> <p data-bbox="1151 1018 2130 1289">3 特定の用途に供する<u>特定用途石油製品</u>、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p data-bbox="1171 1305 2130 1441">(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該</p>

改正後	改正前
<p>重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p><u>(租特令第48条の7第2項に規定する「混合ガス」に該当するかどうかの確認)</u></p> <p><u>1 租特令第48条の7第2項に規定する「混合ガス」に該当するかどうか(天然ガスの割合が100分の90以上)の確認については、4(還付申請)1に記載する還付の申請の際に添付される経済産業大臣の証明書の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(「遊覧の用」の意義)</p> <p><u>2</u> 租特法第90条の3の4第1項の表第2号の下欄に規定する「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいう。</p> <p>(「農林漁業の用」に供したものの範囲)</p> <p><u>3</u> 租特法第90条の3の4第1項に規定する「農林漁業の用」に供したものは、次に掲げる用途に供したものをいう。</p> <p>(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業(土地改良区等の農地の造成又は改良を主たる業務とする者による事業を含む。))を含むものとし、農作物等の加工業及び営</p>	<p>重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(「遊覧の用」の意義)</p> <p><u>1</u> 租特法第90条の3の4第1項の表第2号の下欄に規定する「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいう。</p> <p>(「農林漁業の用」に供したものの範囲)</p> <p><u>2</u> 租特法第90条の3の4第1項に規定する「農林漁業の用」に供したものは、次に掲げる用途に供したものをいう。</p> <p>(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業(土地改良区等の農地の造成又は改良を主たる業務とする者による事業を含む。))を含むものとし、農作物等の加工業及び営</p>

改 正 後	改 正 前
<p>利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(農作業に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)のすべての委託を受けて農作業を行う者により使用されたものを含む。)</p> <p>耕種農業、畜産農業</p> <p>(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具(集材に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの</p> <p>育林業、素材生産業、その他の林業</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第2項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの</p> <p>海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(還付申請)</p> <p>4 租特法第90条の3の4第1項の還付の申請については、次による。</p> <p>(1) 還付の申請は、<u>特定用途石油製品等</u>がその特定用途に供されたものであることの国土交通大臣、<u>農林水産大臣又は経済産業大臣</u>の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごと</p>	<p>利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(農作業に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)のすべての委託を受けて農作業を行う者により使用されたものを含む。)</p> <p>耕種農業、畜産農業</p> <p>(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具(集材に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの</p> <p>育林業、素材生産業、その他の林業</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第2項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの</p> <p>海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(還付申請)</p> <p>3 租特法第90条の3の4第1項の還付の申請については、次による。</p> <p>(1) 還付の申請は、<u>特定用途石油製品</u>がその特定用途に供されたものであることの国土交通大臣<u>又は農林水産大臣</u>の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごと</p>

改正後	改正前
<p>の申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。</p> <p>ただし、還付の申請に係る<u>特定用途石油製品等</u>がその用途に供された日後1年（農林漁業の用及び発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供されたものについては2年）を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。</p> <p>第4章 自動車重量税の還付措置関係</p> <p><u>（「自動車検査証の有効期間」の意義）</u></p> <p>1 <u>租特令第51条の5第3項第1号に規定する「自動車検査証の有効期間」とは、自動車検査証の交付等（自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第2条第1項第2号に規定する自動車検査証の交付等をいう。）を受ける際の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条《自動車検査証の有効期間》に規定する自動車検査証の有効期間をいい、同法第61条の2第2項の規定により伸長された期間は含まないことに留意する。</u></p> <p><u>（「やむを得ない事情」の意義）</u></p> <p>2 <u>租特令第51条の5第7項に規定する「やむを得ない事情」とは、永久抹消登録（道路運送車両法第15条に規定する永久抹消登録をいう。）の申請、登録自動車の届出（同法第16条第2項の規定による届出をいう。）又は検査対象軽自動車の届出（同法第69条の2第1項の規定による届出をいう。）後において、使用済自動車（租特法第90条の15第1項に規定する使用済自動車をいう。）の所有者の責めに帰さない後発的な事象により、還付金額が発生することが明らかとなった場合等をいう。</u></p>	<p>の申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。</p> <p>ただし、還付の申請に係る<u>特定用途石油製品</u>がその用途に供された日後1年（農林漁業の用に供されたものについては2年）を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 税法の不知又は誤解はこれに当たらないので留意する。</u></p> <p>第5章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p>第1節 租特法第91条～第91条の4 共通関係</p> <p><u>(用語の意義)</u></p> <p><u>この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>課税物件表 印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1の課税物件表をいう。</u></p> <p>(2) <u>通則 課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。</u></p> <p>(3) <u>契約書 通則5に規定する契約書をいう。</u></p> <p>(4) <u>不動産の譲渡に関する契約書 課税物件表の第1号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書をいう。</u></p> <p>(5) <u>消費貸借に関する契約書 課税物件表の第1号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。</u></p> <p>(6) <u>請負に関する契約書 課税物件表の第2号に掲げる請負に関する契約書をいう。</u></p> <p>(7) <u>印紙税法基本通達 昭和52年4月7日付間消1—36ほか3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」の別冊をいう。</u></p> <p>(8) <u>自然災害 租特法第91条の2第1項に規定する自然災害をいう。</u></p> <p>(9) <u>滅失等建物等 租特令第52条第1項に規定する滅失等建物等をいう。</u></p> <p>(10) <u>滅失等建物 租特法第91条の2第1項第1号に規定する滅失等建物をいう。</u></p>	<p>第4章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(11) <u>代替建物</u> <u>租特法第91条の2第1項第3号に規定する代替建物をいう。</u></p> <p>(12) <u>非課税被災者</u> <u>租特法第91条の2第2項に規定する非課税被災者をいう。</u></p> <p>(13) <u>指定災害</u> <u>租特令第52条の3第1項第2号に規定する指定災害をいう。</u></p> <p>(14) <u>公的貸付機関等</u> <u>租特法第91条の4第1項に規定する公的貸付機関等をいう。</u></p> <p>(15) <u>預託貸付金融機関</u> <u>租特令第52条の3第1項第2号に規定する預託貸付金融機関をいう。</u></p> <p>(16) <u>転貸者</u> <u>租特令第52条の3第1項第4号に規定する転貸者をいう。</u></p> <p>(17) <u>特別貸付け</u> <u>租特令第52条の3第2項各号又は同条第5項の規定に該当する金銭の貸付けをいう。</u></p>	
<p><u>第2節</u> <u>租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》関係</u></p>	<p><u>租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》及び第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》関係</u></p>
<p><u>(削 除)</u></p>	<p><u>(用語の意義)</u></p> <p>(1) <u>課税物件表</u> <u>印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1の課物件表をいう。</u></p> <p>(2) <u>通則</u> <u>課税物件表における課税物件表の適用に関する通則をいう。</u></p> <p>(3) <u>契約書</u> <u>通則5に規定する契約書をいう。</u></p> <p>(4) <u>不動産の譲渡に関する契約書</u> <u>課税物件表の第1号の物件名の欄1に掲</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(「建設業法第2条第1項に規定する建設工事」の意義)</p> <p><u>1</u> 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》に規定する「建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項《定義》に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)」とは、同法別表第<u>1</u>の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和47年建設省告示第350号(建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容)に定められているので留意する。</p> <p>(注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。</p> <p>(「契約書に記載された契約金額」の意義)</p> <p><u>2</u> 租特法第91条に規定する「契約書に記載された契約金額」とは、通則4に規定する記載金額をいう。</p> <p>(税率軽減措置の対象となる契約書の範囲)</p> <p><u>3</u> 租特法第91条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うこと</p>	<p><u>げ</u>る不動産の譲渡に関する契約書をいう。</p> <p>(5) <u>消費貸借に関する契約書</u> 課税物件表の第1号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。</p> <p>(6) <u>請負に関する契約書</u> 課税物件表の第2号に掲げる請負に関する契約書をいう。</p> <p>(7) <u>印紙税法基本通達</u> 昭和52年4月7日付間消1—36ほか3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」の別冊をいう。</p> <p>(「建設業法第2条第1項に規定する建設工事」の意義)</p> <p><u>2</u> 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》に規定する「建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項《定義》に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)」とは、同法別表の上欄に掲げるそれぞれの工事をいうが、当該工事の内容は、昭和47年建設省告示第350号(建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容)に定められているので留意する。</p> <p>(注) 建築物等の設計は、建設工事に該当しない。</p> <p>(「契約書に記載された契約金額」の意義)</p> <p><u>3</u> 租特法第91条に規定する「契約書に記載された契約金額」とは、通則4に規定する記載金額をいう。</p> <p>(税率軽減措置の対象となる契約書の範囲)</p> <p><u>4</u> 租特法第91条の規定による税率軽減措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うこと</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる契約書は租特法第91条の規定が適用される。</p> <p>イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する一の文書で、記載金額が10万円を超えるもの</p> <p>(例) 建物及び定期借地権売買契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書）</p> <p>ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書で、記載金額が100万円を超えるもの</p> <p>(例) 建物建設及び建物設計請負契約書</p> <p>(2) 不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、租特法第91条の規定は適用されない。</p> <p>(例)</p> <p>1 不動産の譲渡代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形</p> <p>2 不動産の譲渡代金又は建設工事代金を受領した際に作成する課税物件表の第17号に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p>	<p>に留意する。</p> <p>(1) 次に掲げる契約書は租特法第91条の規定が適用される。</p> <p>イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する一の文書で、記載金額が10万円を超えるもの</p> <p>(例) 建物及び定期借地権売買契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書）</p> <p>ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する一の文書で、記載金額が100万円を超えるもの</p> <p>(例) 建物建設及び建物設計請負契約書</p> <p>(2) 不動産の譲渡又は建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、租特法第91条の規定は適用されない。</p> <p>(例)</p> <p>1 不動産の譲渡代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形</p> <p>2 不動産の譲渡代金又は建設工事代金を受領した際に作成する課税物件表の第17号に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</p>
<p>第3節 租特法第91条の2《自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税》関係</p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(非課税被災者と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した文書の範囲)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>1 租特法第91条の2第2項に規定する「非課税被災者と当該非課税被災者以外の者」とが共同で作成した不動産譲渡契約書等</u>とは、非課税被災者が共同作成者の一員となっているすべての不動産譲渡契約書をいうのであるから留意する。</p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>非課税被災者（甲）と非課税被災者以外の者（乙）の共有地の売買契約書</u></p> <p><u>売主 甲及び乙</u></p> <p><u>買主 丙</u></p> <p><u>(注) 甲、乙及び丙は、印紙税法第4条第5項に規定する「国等」に該当しない者であるものとする。</u></p> <p><u>売買契約書を3通作成し、甲、乙、丙がそれぞれ1通ずつ所持する場合</u></p> <p><u>甲が所持する文書 非課税</u></p> <p><u>乙が所持する文書 課税</u></p> <p><u>丙が所持する文書 丙が非課税被災者以外の者であるときは課税、丙が非課税被災者であるときは非課税</u></p> <p><u>(滅失等建物等の「所有者」の意義)</u></p> <p><u>2 租特令第52条第1項に規定する「滅失等建物等の所有者」には、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体及び同法第25条第1項の規定により選任された管理者を含む。</u></p> <p><u>(「分割により滅失等建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」の意義)</u></p> <p><u>3 租特令第52条第2項第3号及び第4号に規定する「分割により滅失等建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合」とは、法人の分割</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>により滅失等建物等に係る権利義務を当該分割に係る分割承継法人に承継させた場合をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(非課税措置の対象となる不動産譲渡契約書等の範囲)</u></p> <p><u>4 租特法第91条の2の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(注) 文書の所属の決定及び記載金額の計算は、通則の規定により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 被災者（租特法第91条の2第1項に規定する「被災者」をいう。(2)において同じ。)が同項各号の場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で、次に掲げるものについても、同条の規定が適用される。</u></p> <p><u>イ 不動産の譲渡に関する契約書と当該契約書以外の課税物件表の第1号の物件名の欄1から4に掲げる契約書とに該当する1の文書</u> <u>(例)</u> <u>建物及び定期借地権売買契約書（不動産の譲渡に関する契約書と土地の賃借権の譲渡に関する契約書）</u></p> <p><u>ロ 建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書と建設工事以外の請負に関する契約書とに該当する1の文書</u> <u>(例)</u> <u>建物建設及び建物設計請負契約書</u></p> <p><u>ハ 通則3の規定により文書の所属が不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書となったもの</u></p> <p><u>ニ 契約の変更又は補充等の契約書</u></p> <p><u>(注) ハの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>としての課税関係は生じないのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>被災者が租特法第91条の2第1項各号の場合に作成する文書であつても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書に該当しないものは、同条の規定は適用されない。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p>1 <u>代替建物の取得代金又は建設工事代金の支払のために振り出す課税物件表の第3号に掲げる約束手形</u></p> <p>2 <u>滅失等建物が所在した土地の譲渡代金を受領した際に作成する課税物件表の第17号の物件名の欄1に掲げる売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</u></p> <p><u>(同一の用途の判定)</u></p> <p>5 <u>租特令第52条第4項に規定する「滅失等建物の滅失又は損壊の直前の全部又は一部の用途と同一である建物」に該当するか否かについては、おおむね、居住の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分により判定する。</u></p> <p><u>(代替建物の判定)</u></p> <p>6 <u>代替建物に該当するか否かについては、租特法第91条の2第1項に規定する不動産譲渡契約書等の作成時に当該不動産譲渡契約書等その他の書面により判定する。</u></p> <p><u>(「不動産譲渡契約書等その他の書面により明らかにされているもの」の意</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>義)</u></p> <p><u>7 租特令第52条第4項に規定する「不動産譲渡契約書等その他の書面により明らかにされているもの」とは、次のようなもので、後日においても明らかにされるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 租特法第91条の2第1項に規定する不動産譲渡契約書等に代替建物の該当する旨が記載されているもの</u></p> <p><u>(2) その他の書面の記載内容等により代替建物の該当することが確認できるもの</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>1 滅失等建物に係る登記事項証明書（不動産登記）に記載されている建物の種類が「居宅」であり、「工事名 ○○邸新築」等と記載された見積書、契約書、設計書又は仕様書等により、代替建物の該当することが確認できるもの</u></p> <p><u>2 主務大臣の発行する「被災建物の代替建物であることの証明書」等により、代替建物の該当することが確認できるもの</u></p> <p>第4節 租特法第91条の3《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》関係</p> <p>(無利息で行う学資としての資金の貸付けの範囲)</p> <p><u>1 学資資金の貸付け（租特法第91条の3《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》に規定する「無利息で行う学資としての資金の貸付け」をいう。以下同じ。）の債務者は、同条に規定する生徒又は学生に限られ、保護者など生徒</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p>(無利息で行う学資としての資金の貸付けの範囲)</p> <p><u>5 学資資金の貸付け（租特法第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》に規定する「無利息で行う学資としての資金の貸付け」をいう。以下同じ。）の債務者は、同条に規定する生徒又は学生に限られ、保護者など生徒</u></p>

改正後	改正前
<p>等本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除く。）は、同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の範囲）</p> <p><u>2 租特法第91条の3</u>に規定する「消費貸借に関する契約書」については、例えば、次に掲げる文書のように高等学校等への入学前又は卒業後に作成されるものであっても、学資資金の貸付けについて作成されるものは同条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(1) 学資資金の貸付けを受けることとなった高等学校等への入学予定者が、入学前に作成する消費貸借に関する契約書</p> <p>(2) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、卒業後に当該資金の借入金額を確認した上で、返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</p> <p>(3) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、当該資金の返済が一時困難になったこと等からその返済の猶予を受ける場合に、新たな返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</p> <p><u>第5節 租特法第91条の4《特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税》関係</u></p> <p>（「災害により被害を受けた者」の意義）</p> <p><u>1 租特法第91条の4第1項</u>に規定する「災害により被害を受けた者」には、<u>指定災害により直接の被害を受けた者のほか、取引先が指定災害により被災したことにより売上げの減少又は売掛債権の固定化等で被害を受けた、いわ</u></p>	<p>等本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除く。）は、同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の範囲）</p> <p><u>6 租特法第91条の2</u>に規定する「消費貸借に関する契約書」については、例えば、次に掲げる文書のように高等学校等への入学前又は卒業後に作成されるものであっても、学資資金の貸付けについて作成されるものは同条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(1) 学資資金の貸付けを受けることとなった高等学校等への入学予定者が、入学前に作成する消費貸借に関する契約書</p> <p>(2) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、卒業後に当該資金の借入金額を確認した上で、返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</p> <p>(3) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、当該資金の返済が一時困難になったこと等からその返済の猶予を受ける場合に、新たな返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ゆる「間接被害者」を含む。</u></p> <p><u>(注) 租特法第91条の4第2項に規定する「災害の被災者」には、いわゆる間接被害者を含まないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(「他の金銭の貸付け」の意義)</u></p> <p><u>2 租特令第52条の3第2項第3号イ又は同項第5号イに規定する「他の金銭の貸付け」には、預託貸付金融機関又は転貸者が独自に設けている貸付制度の下で行われる金銭の貸付けを含まない。</u></p> <p><u>(非課税措置の対象となる消費貸借契約書の範囲)</u></p> <p><u>3 租特法第91条の4の規定による非課税措置の対象となる文書に該当するか否かの判定に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 特別貸付けに係る金銭の消費貸借に関する契約書で、次に掲げるものについても、租特法第91条の4の規定が適用される。</u></p> <p><u>イ 指定災害の被害者と他の者とが共同して作成するもの又は指定災害の被害者以外の者が作成者となるもの（例えば、公的貸付機関等又は公的貸付機関等から事務の代理を受けた者が作成者となるもの）</u></p> <p><u>ロ 通則3の規定により文書の所属が消費貸借に関する契約書となったもの</u></p> <p><u>ハ 特別に有利な条件が適用される限度額を超えて融資を受ける場合の当該融資に係る消費貸借に関する契約書</u></p> <p><u>ニ 契約の変更又は補充等の契約書</u></p> <p><u>(注) ロの場合、通則3の規定により所属が決定されなかった号の文書としての課税関係は生じないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(2) 特別貸付けに関して作成される文書であっても、次のものには租特法</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第91条の4の規定が適用されない。</u></p> <p><u>イ 消費貸借に関する契約書に該当しないもの（例えば、手形貸付けの場合の課税物件表の第3号に掲げる約束手形、同表の第13号に掲げる債務の保証に関する契約書等）</u></p> <p><u>ロ 地方公共団体（租特令第52条の3第1項第3号に規定する地方公共団体をいう。）が、支援事業者（同号に規定する支援事業者をいう。）に対して行う資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書</u></p> <p><u>ハ 沖縄振興開発金融公庫等（租特令第52条の3第1項第4号に規定する沖縄振興開発金融公庫等をいう。）が、転貸者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書</u></p> <p><u>（注） 指定災害が発生した日前に締結された消費貸借契約については、当該指定災害に起因して返済期限等の変更を約する契約書であっても、租特法第91条の4の規定は適用されないものであるから留意する。</u></p> <p><u>（非課税措置の対象となる特別貸付けの範囲）</u></p> <p><u>4 指定災害により被害を受けた者以外の者も対象とした既存の貸付制度の下で、指定災害により被害を受けた者であることを理由として有利な条件で行う金銭の貸付けは、租特法第91条の4の規定による非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しないことに留意する。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>